

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
第1章	総 則		第1章	総 則
法第1条	(目的)	2	法第1条	(目的)
法第2条	(定義)	5	法第2条	(定義)
施行令1条	(不動産特定共同事業契約から除かれる契約)	12	施行令1条	(不動産特定共同事業契約から除かれる契約)
施行規則1条	(令第1条第2号の主務省令で定める契約)	12	施行規則1条	(令第1条第2号の主務省令で定める契約)
			施行令2条	(小規模不動産特定共同事業に係る出資の価額及び当該出資の合計額)
			施行規則2条	(特例事業における工事)
施行規則2条	(特例投資家の範囲)	25	施行規則4条	(特例投資家の範囲)
施行規則3条	(事業参加者の利益の保護を図るために必要な要件)	29	施行規則3条	(事業参加者の利益の保護を図るために必要な要件)
			施行規則5条	(適格特例投資家の範囲)
第2章	許 可		第2章	許 可
法第3条	(不動産特定共同事業の許可)	34	法第3条	(不動産特定共同事業の許可)
施行令2条	(許可に係る事務所)	35	施行令3条	(許可に係る事務所)
法第4条	(許可の条件)	39	法第4条	(許可の条件)
法第5条	(許可の申請)	41	法第5条	(許可の申請)
施行令3条	(不動産特定共同事業者の使用人)	43	施行令4条	(不動産特定共同事業者の使用人)
			施行規則6条	(情報通信の技術を利用する方法)
施行規則4条	(許可申請書の記載事項)	45	施行規則7条	(許可申請書の記載事項)
施行規則5条	(許可申請書の添付書類の記載事項等)	48	施行規則8条	(許可申請書の添付書類の記載事項等)
施行規則6条	(提出すべき書類の部数)	55	施行規則9条	(提出すべき書類の部数)
施行規則32条	(標準処理期間)	56	施行規則88条	(標準処理期間)
法第6条	(欠格事由)	57	法第6条	(欠格事由)
法第7条	(許可の基準)	66	法第7条	(許可の基準)
施行令4条	(許可に係る資本金又は出資の額)	67	施行令5条	(許可に係る資本金又は出資の額)
施行令5条	(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)	70	施行令6条	(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)
施行規則8条	(第一号事業を行おうとする者に係る不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)	72	施行規則第11条	(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)
施行規則8条の2	(第三号事業を行おうとする者に係る不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)	73	施行規則第11条	(不動産特定共同事業契約約款の内容の基準)
施行規則8条の3	(財産的基礎及び人的構成の審査)	87	施行規則12条	(財産的基礎及び人的構成の審査)
法第8条	(変更の許可)	92	法第8条	(変更の許可)
施行規則9条	(変更の許可の申請)	94	施行規則13条	(変更の許可の申請)

\* 平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
法第8条の2	(許可換えの場合における従前の許可の効力)	97	法第8条の2	(許可換えの場合における従前の許可の効力)
法第9条	(変更の認可)	100	法第9条	(変更の認可)
施行規則11条	(変更の認可の申請)	102	施行規則15条	(変更の認可の申請)
法第10条	(変更の届出)	106	法第10条	(変更の届出)
施行規則12条	(許可申請書の記載事項の変更の届出)	107	施行規則16条	(許可申請書の記載事項の変更の届出)
法第11条	(廃業等の届出)	113	法第11条	(廃業等の届出)
施行規則13条	(廃業等の届出)	115	施行規則17条	(廃業等の届出)
法第12条	(不動産特定共同事業者名簿)	117	法第12条	(不動産特定共同事業者名簿)
施行規則14条	(不動産特定共同事業者名簿等の登記事項)	118	施行規則18条	(不動産特定共同事業者名簿等の登記事項)
法第13条	(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)	120	法第13条	(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)
施行規則15条	(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)	120	施行規則19条	(不動産特定共同事業者名簿等の閲覧)
<b>第3章</b>	<b>業 務</b>		<b>第3章</b>	<b>業 務</b>
法第15条	(名義貸しの禁止)	128	法第15条	(名義貸しの禁止)
法第16条	(標識の掲示)	130	法第16条	(標識の掲示)
施行規則16条	(標識の様式)	130	施行規則20条	(標識の様式)
法第17条	(業務管理者)	132	法第17条	(業務管理者)
施行規則17条	(業務管理者の要件等)	133	施行規則21条	(業務管理者の要件等)
施行規則31条	(準用)	131	施行規則87条	(準用)
施行規則17条の2	(登録の申請)	138	施行規則22条	(登録の申請)
施行規則17条の3	(欠格条項)	139	施行規則23条	(欠格条項)
施行規則17条の4	(登録要件等)	140	施行規則24条	(登録要件等)
施行規則17条の5	(登録の更新)	141	施行規則25条	(登録の更新)
施行規則17条の6	(登録証明事業の実施に係る義務)	141	施行規則26条	(登録証明事業の実施に係る義務)
施行規則17条の7	(登録事項の変更の届出)	143	施行規則27条	(登録事項の変更の届出)
施行規則17条の8	(登録証明事業実施規定)	143	施行規則28条	(登録証明事業実施規定)
施行規則17条の9	(登録証明事業の休廃止)	144	施行規則29条	(登録証明事業の休廃止)
施行規則17条の10	(財務諸表等の備付け及び閲覧等)	145	施行規則30条	(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
施行規則17条の11	(適合命令)	146	施行規則31条	(適合命令)
施行規則17条の12	(改善命令)	146	施行規則32条	(改善命令)
施行規則17条の13	(登録の取消し等)	147	施行規則33条	(登録の取消し等)
施行規則17条の14	(帳簿の記載等)	147	施行規則34条	(帳簿の記載等)

\* 平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
施行規則17条の15	(報告の徴収)	148	施行規則35条	(報告の徴収)
施行規則17条の16	(公示)	149	施行規則36条	(公示)
法第18条	(広告の規制)	150	法第18条	(広告の規制)
施行令6条	(広告の規制等に係る許可等の処分)	152	施行令7条	(広告の規制等に係る許可等の処分)
施行規則18条	(広告の規制)	157	施行規則37条	
法第19条	(事業実施の時期に関する制限)	159	法第19条	(事業実施の時期に関する制限)
法第20条	(不当な勧誘等の禁止)	161	法第20条	(不当な勧誘等の禁止)
法第21条		163	法第21条	
施行規則19条	(相手方又は事業参加者の保護に欠ける行為)	165	施行規則38条	
法第21条の2	(金融商品取引法の準用)	168	法第21条の2	(金融商品取引法の準用)
施行規則19条の2	(事故)	171	施行規則39条	(事故)
施行規則19条の3	(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)	173	施行規則40条	(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)
法第22条	(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)	175	法第22条	(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)
			法第22条の2	(勧誘における告知)
			施行規則42条	(勧誘時における告知事項)
法第23条	(約款に基づく契約の締結)	177	法第23条	(約款に基づく契約の締結)
法第24条	(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付)	179	法第24条	(不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付)
施行規則20条	(不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項)	181	施行規則43条	(不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項)
		152	施行令8条	(不動産特定共同事業者による書面の交付に代わる情報通信の技術を利用した提供)
			施行規則44条	(情報通信の技術を利用した提供)
			施行規則45条	(電磁的方法の種類及び内容)
			施行規則46条	(情報通信の技術を利用した承諾の取得)
法第25条	(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付)	191	法第25条	(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の交付)
施行規則21条	(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項)	194	施行規則47条	(不動産特定共同事業契約の成立時の書面の記載事項)
法第26条	(書面による解除)	199	法第26条	(書面による解除)
法第26条の2	(自己取引等の禁止)	202	法第26条の2	(自己取引等の禁止)
施行規則21条の2	(自己取引等の禁止の適用除外)	203	施行規則48条	(自己取引等の禁止の適用除外)
法第26条の3	(特例事業者から委託された業務の再委託の禁止)	205	法第26条の3	(特例事業者から委託された業務の再委託の禁止)
法第27条	(財産の分別管理)	207	法第27条	(財産の分別管理)
施行規則21条の3	(分別管理の方法)	207	施行規則49条	(分別管理の方法)

\*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
法第28条	(財産管理報告書の交付等)	210	法第28条	(財産管理報告書の交付等)
施行規則23条	(財産管理報告書の作成及び交付)	211	施行規則50条	(財産管理報告書の作成及び交付)
法第29条	(書類の閲覧)	215	法第29条	(書類の閲覧)
施行規則24条	(書類の閲覧)	215	施行規則51条	(書類の閲覧)
法第30条	(事業参加者名簿)	219	法第30条	(事業参加者名簿)
施行規則25条	(事業参加者名簿)	219	施行規則52条	(事業参加者名簿)
法第31条	(秘密を守る義務)	223	法第31条	(秘密を守る義務)
			法第31条の2	(電子取引業務に関する特則)
			施行規則53条	(不動産特定共同事業者による商号等の公表)
			施行規則54条	(電子取引業務に係る業務管理体制)
			施行規則55条	(電子取引業務に係る重要事項の閲覧)
<b>第4章</b>	<b>監督</b>		<b>第4章</b>	<b>監督</b>
法第32条	(業務に関する帳簿書類)	226	法第32条	(業務に関する帳簿書類)
施行規則22条	(業務に関する帳簿書類の作成等)	226	施行規則56条	(業務に関する帳簿書類の作成等)
法第33条	(事業報告書の提出)	230	法第33条	(事業報告書の提出)
施行規則26条	(事業報告書の様式)	230	施行規則57条	(事業報告書の様式)
法第34条	(指示)	232	法第34条	(指示)
法第35条	(業務停止命令)	237	法第35条	(業務停止命令)
法第36条	(許可の取消し)	243	法第36条	(許可の取消し)
法第37条	(業務管理者の解任命令)	247	法第37条	(業務管理者の解任命令)
法第38条	(監督処分公告)	250	法第38条	(監督処分公告)
施行規則27条	(監督処分公告)	251	施行規則58条	(監督処分公告)
法第39条	(指導等)	252	法第39条	(指導等)
法第40条	(立入検査等)	253	法第40条	(立入検査等)
施行規則28条	(身分証明書の様式)	256	施行規則59条	
			<b>第5章</b>	<b>小規模不動産特定共同事業者</b>
			<b>第1節</b>	<b>登録</b>
			法第41条	(小規模不動産特定共同事業の登録)
			施行令9条	(小規模不動産特定共同事業者の登録の更新の申請期間)
			法第42条	(登録の申請)
			施行令10条	(小規模不動産特定共同事業者の使用人)

\*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
			施行規則60条	(登録申請書の記載事項)
			施行規則61条	(登録申請書の添付書類の記載事項等)
			施行規則62条	(提出すべき書類の部数)
			法第43条	(登録簿への登録)
			施行規則63条	(小規模不動産特定共同事業者登録簿の登載事項)
			法第44条	(登録の拒否)
			施行令11条	(登録に係る資本金又は出資の額)
			施行規則64条	(財産的基礎及び人的構成)
			法第45条	(登録換えの場合における従前の登録の効力)
			法第46条	(変更の登録)
			施行規則65条	(軽微な追加又は変更)
			施行規則66条	(変更の登録の申請)
			法第47条	(変更の届出)
			施行規則67条	(登録申請書の記載事項の変更の届出)
			法第48条	(廃業等の届出)
			施行規則68条	(廃業等の届出)
			法第49条	(小規模不動産特定共同事業者登録名簿等の閲覧)
			施行規則69条	(小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧)
			<b>第2節</b>	<b>業務</b>
			法第50条	
			施行規則70条	(小規模不動産特定共同事業者の勧誘時における告知事項)
			施行規則71条	(業務に関する規定の準用等)
			施行規則72条	(監督に関する規定の準用等)
			施行令12条	(小規模不動産特定共同事業者による書面の交付に代わる情報通信の技術を利用した提供)
			<b>第3節</b>	<b>監督</b>
			法第51条	(指示)
			法第52条	(業務停止命令)
			法第53条	(登録の取消し)
			法第54条	(業務管理者の解任命令)
			法第55条	(登録の失効)
			法第56条	(登録の抹消)

\*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。



『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
			法第57条	(監督に関する規定の準用)
第4章の2	特例事業者		第6章	特例事業者
法第40条の2		258	法第58条	
施行令7条	(特例事業者の使用人)	260	施行令13条	(特例事業者の使用人)
施行規則28条の2	(特例事業の開始に係る届出)	260	施行規則73条	(特例事業の開始に係る届出)
施行規則28条の3	(特例事業開始届出書の添付書類の記載事項等)	261	施行規則74条	(特例事業開始届出書の添付書類の記載事項等)
施行規則28条の4	(特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出)	262	施行規則75条	(特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出)
施行規則28条の5	(特例事業に該当しなくなった場合の届出)	264	施行規則76条	(特例事業に該当しなくなった場合の届出)
施行規則28条の6	(身分証明書の様式)	267	施行規則77条	(身分証明書の様式)
施行規則14条	(不動産特定共同事業者名簿の登載事項)	269	施行規則18条	(不動産特定共同事業者名簿の登載事項)
			第7章	適格特例投資家限定事業者
			法第59条	(適格特例投資家限定事業の届出等)
			施行令14条	(適格特例投資家限定事業者の使用人)
			施行規則78条	(適格特例投資家限定事業の開始に係る届出)
			施行規則79条	(適格特例投資家限定事業開始届出書の添付書類)
			施行規則80条	(適格特例投資家限定事業開始届出書の記載事項の変更の届出)
			法第60条	(業務等に関する規定の適用)
			法第61条	(監督)
			施行規則81条	(適格特例投資家限定事業に関する帳簿書類の作成等)
			施行規則82条	(適格特例投資家限定事業に係る事業報告書の様式)
			施行規則83条	(適格特例投資家限定事業に該当しなくなった場合の届出)
			施行規則84条	(適格特例投資家限定事業者に対する監督処分公告)
第5章	不動産特定共同事業協会		第8章	不動産特定共同事業協会
法第41条	(不動産特定共同事業協会)	274	法第62条	(不動産特定共同事業協会)
法第42条	(名称の使用の制限)	277	法第63条	(名称の使用の制限)
法第43条	(苦情の解決)	278	法第64条	(苦情の解決)
第6章	雑 則		第9章	雑 則
法第44条	(許可の取消し等に伴う業務の結了)	282	法第65条	(許可又は登録の取消し等に伴う業務の結了)
法第45条	(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等)	285	法第66条	(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等)
施行令8条	(外国法人等に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え)	286	施行令15条	(外国法人等に対する法の規定の適用に当たっての技術的読替え)
法第46条	(信託会社等に関する特例)	292	法第67条	(信託会社等に関する特例)

\*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
施行令9条	(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)	294	施行令16条	(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)
施行令10条		297	施行令17条	
施行規則29条	(特定信託会社等の届出)	299	施行規則85条	(特定信託会社等の届出)
施行規則30条	(特定信託会社等の変更の届出)	302	施行規則86条	(特定信託会社等の変更の届出)
施行規則31条	(準用)	305	施行規則87条	(準用)
施行規則16条	(標識の様式)	306	施行規則20条	(標識の様式)
法第46条の2	(適用の除外)	308	法第68条	(適用の除外)
法第47条		311	法第69条	
法第48条	(宅地建物取引業法の規定の不適用)	313	法第70条	(宅地建物取引業法の規定の不適用)
法第48条の2	(申請書等の経由)	314		
			法第71条	(都道府県知事への通知)
法第48条の3	(事務の区分)	316	法第72条	(事務の区分)
法第49条	(主務大臣等)	317	法第73条	(主務大臣等)
施行令11条	(権限の委任)	319	施行令18条	(権限の委任)
施行令12条	(主務省令)	322	施行令19条	(主務省令)
法第49条の2	(財務大臣への資料提出等)	323	法第74条	(財務大臣への資料提出等)
法第50条	(主務省令への委任)	325	法第75条	(主務省令への委任)
施行規則32条	(標準処理期間)	325	施行規則88条	(標準処理期間)
法第51条	(経過措置)	327	法第76条	(経過措置)
<b>第7章</b>	<b>罰 則</b>		<b>第10章</b>	<b>罰 則</b>
法第52条		330	法第77条	
法第52条の2		331	法第78条	
法第52条の3		332	法第79条	
法第53条		333	法第80条	
法第53条の2		334	法第81条	
法第54条		336	法第82条	
法第55条		337	法第83条	
法第56条		339	法第84条	
法第57条		341	法第85条	
法第58条		342	法第86条	
法第59条		343	法第87条	

\* 平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。

『逐条解説不動産特定共同事業法』改正補遺 新旧条文対照表（法律・施行令・施行規則）

改正前（本書の現行の記載）			改正後	
法、施行令、施行規則 条文番号	見出し	逐条解説 頁番号	法、施行令、施行規則 条文番号	見出し
第8章	没収に関する手続等の特例		第11章	没収に関する手続等の特例
法第60条	(第三者の財産の没収手続等)	350	法第88条	(第三者の財産の没収手続等)
法第61条	(没収された債権等の処分等)	353	法第89条	(没収された債権等の処分等)
法第62条	(刑事補償の特例)	355	法第90条	(刑事補償の特例)

\*平成29年改正に伴う不動産特定共同事業法の新旧条文対照表です。頁番号は『逐条解説 不動産特定共同事業法』の該当ページを表します。